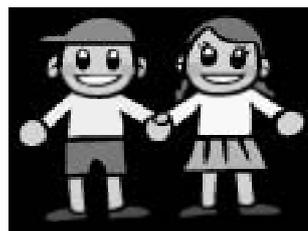


## 9 任意合併協議会で協議された主な内容

〇〇〇〇は、前回の住民説明会以降に協議された項目です。



### ～合併の方式等～

#### 合併の方式

“新設（対等）合併”とします。

#### 新市の名称

未協議です。（公募方式による選定方法などを今後検討します。）

#### 合併の時期

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に合併となります。

#### 新市の事務所

現在の渋川市役所を本庁、他の5町村の役場庁舎を支所とします。

### ～市町村の財産、役所の組織・機構等～

#### 財産

市町村が所有する財産（債務も含む）は、すべて新市に引き継ぎます。

#### 条例・規則等

新市における事務事業に支障をきたさないよう整備をします。

#### 議会議員、農業委員の定数及び任期

現在、小委員会において協議中です。

#### 電算システム

単独処理システムを除いて、合併時に統合します。

#### 特別職等の身分

原則として、すべての特別職は失職し、新たに選任されます。

#### 広報広聴

広報紙（市報）は、月2回の発行とし、住民の声制度及び表彰制度については、新市において調整します。

#### 組織及び機構

住民に利用しやすく、住民の声が適正に反映できる組織・機構づくりをめざします。

#### 住民窓口業務

- (1) 住民基本台帳の閲覧については、渋川市の例になります。
- (2) 印鑑登録事務については、渋川市の例になります。
- (3) 昼休みの窓口対応については、現行のとおりとし、夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例になります。

#### 一部事務組合

未協議です。

#### 慣行

新市を象徴する市章や花、木などは新たに定め、市民憲章、都市宣言などは新市において調整します。

#### 一般職の身分

- (1) すべての職員は、新市に引き継ぎ、職員数については、規模に応じた定員管理の適正化に努めます。
- (2) 職名や任用要件については、合併時に統一を図ります。



## ～地域について～

### 町名・字名

「字の区域」については、現行のとおりとし、  
「字の名称」については、現行の字名を基本に  
合併時まで調整します。

### 地域審議会

未協議です。



### 自治会・行政連絡機構

渋川市と子持村が自治会制、他の町村が区長  
制をとっています。当面の間は現行のとおりと  
し、新市において調整します。

## ～住民の負担等について～

### 地方税

- (1) 「個人市民税」は、均等割、所得割ともに現  
行のとおりとし、納期は地方税法の定めを基本  
に調整します。
- (2) 「法人市民税」は、均等割、法人税割ともに  
渋川市、子持村の例を採用しますが、合併年度  
とこれに続く5年度に限り、現在の6市町村ご  
とに合併前の税率を採用し、不均一課税としま  
す。
- (3) 「固定資産税」は、現行のとおり(1.4%)とし  
ます。ただし、特定の登録ホテル等については、  
伊香保町の例にならい、建築後一定期間不均一  
課税とし、納期は地方税法の定めを基本に調整  
します。
- (4) 「軽自動車税」は、現行のとおりとし、納期  
は5月31日とします。
- (5) 「たばこ税」は、現行のとおりとします。
- (6) 「入湯税」は、伊香保町の例によりますが、  
日帰り休憩50円の課税をしていない村を考慮の  
うえ、調整を図ります。
- (7) 「鉱産税」は、現行のとおりとします。
- (8) 「都市計画税」は、合併年度とこれに続く5  
年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税と  
し、それ以降の税率については、新市において  
調整をします。



		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	新市
法人市民税	均等割	60,000円	60,000円	50,000円	60,000円	50,000円	50,000円	60,000円
	法人税割	14.7%	14.0%	14.5%	14.7%	12.3%	12.3%	14.7%
	備考	* 9号法人：資本金1千万以下、従業員数50人以下の場合						
固定資産税	税率	1.4%	1.4% (0.84%)	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4% (0.84%)
	納期月	4・7・9・11	5・7・11・1	5・7・12・2	5・7・9・11	5・7・9・11	5・7・9・11	今後の調整
入湯税	税率	1人一日 150円		1人一日 150円				伊香保町 の例によ る
		日帰り休憩 50円						
		基本料金 6,000円以下の宿泊 100円						
	修学旅行合宿等 50円							
課税免除	年齢12歳未満の者、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者							同左
都市計画税	税率	0.3%	0.2%	-	-	-	-	新市において調整
	納期月	固定資産税と同じ						

## 介護保険料

- (1) 介護保険事業計画については、次期介護保険事業計画（平成18～22年度）の策定において、統一した計画を策定します。
- (2) 介護保険料及び保険料減免制度については、次期計画を踏まえて、平成18年度から統一します。

## 国民健康保険税

税率については、各市町村の差が大きいため、不均一課税とし、3年以内に統一します。

## 保育所保育料

合併時に渋川市の保育料徴収基準額表のとおりとします。



ただし、合併後5年以内に保育料平均額を国の基準のおおむね60%に統一します。

## 使用料・手数料

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとします。ただし、同一又は類似の施設については、段階的に調整します。
- (2) 手数料については、差異のあるものは適正な負担額を決定し、合併時に統一します。

## 上水道

- (1) 水道事業計画、給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水道料金及び水道加入金については、現行のとおりとし、5年を目途に調整します。
- (2) 給水装置工事手数料については、渋川市の例になります。



## 公共下水道（農業集落排水事業を含む）

- (1) 下水道計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとします。
- (2) 下水道使用料については、渋川市の例になります。ただし、伊香保町については、5年間で段階的に調整します。
- (3) 合併浄化槽設置整備事業補助制度については、渋川市、伊香保町、赤城村及び北橘村の例になります。

【水道関係料金】《一般家庭で1ヶ月30㎡使用した場合の月額使用料》（単位：円）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	新市
水道料金	2,900	2,520 (上水道) 2,250 (簡易水道)	1,850 (簡易水道)	4,340	2,390 (簡易水道)	4,200	5年を目途に調整
下水道使用料	2,970	1,500	3,000	2,900	2,940	2,940	渋川市の例による (伊香保町除く)

## ～団体、補助金等について～

### 消防団

合併時に統合します。なお、分団の組織等は現行のとおりとし、新市の消防計画に基いて調整します。

### 公共的団体等

新市の一体性の確立のため、各団体の実情を尊重し、各団体間での協議をみながら統合に向けて調整する方針です。

### 附属機関等

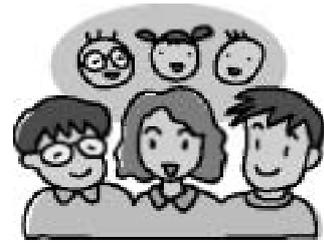
各市町村に共通する機関については、統合する方針です。なお、市町村単独のものについては、その実態を考慮し検討を行います。

### 補助金、交付金等

団体運営費補助金、事業費補助金については、基本的には統合整理を行うこととなります。

なお、独自の団体や事業に対する補助金については、制度の経過や実績を考慮し、新市全体の均衡を保つよう調整します。

## ～福祉・住民生活について～



### 国民健康保険事業

- (1) 出産育児一時金については、渋川市の例にならない 330,000 円。葬祭費については、現行のとおり 50,000 円となります。
- (2) 高額療養費貸付はすでに制度実施済みの市町村の例にならない、また、出産費等資金貸付は、渋川市の例にならない実施します。
- (3) 24 時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により、継続して実施します。
- (4) 国保人間ドック検診費助成については、渋川市の例にならない、脳ドックについては、3年に1回の助成とします。
- (5) 福祉医療助成事業については、現行のサービス水準を踏まえ、合併時に調整します。

### 保健衛生

- (1) 成人検診事業、母子保健事業については、新市において調整し、統一的に実施します。
- (2) 保健福祉センター施設の管理及び運営については、現行のとおりとし、新市において状況をみながら随時調整します。

### 各種福祉制度



- (1) 障害者計画、高齢者保健福祉計画については、渋川市の見直し時期（平成17年度）に策定します。
- (2) 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉の各制度については、現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整します。  
なお、次の事業については、渋川市の例にならない下記のとおりとなります。
  - ・「介護慰労金支給事業」... 100,000 円
  - ・「長寿者顕彰」(100 歳到達者へ)... 50,000 円
  - ・「敬老祝金支給事業」... 80・85・88 歳 = 5,000 円  
90・95 歳 = 10,000 円、99 歳～ = 20,000 円
- (3) 生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施します。
- (4) 災害援助関係に係る災害援助・災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一します。

### ごみ処理



- (1) 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、新市において調整します。
- (2) 資源ごみ集団回収事業については、合併後すみやかに調整し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橘村の例によるものとします。
- (3) 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一します。

### 交通関係



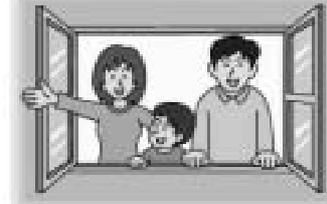
- タウンバス、村営バス、路線バスなどの運行については、合併時は現行のとおりとします。
- また、バス利用促進対策（65 歳以上の方の回数券購入に対する補助制度等）については、合併時に統一します。

### 消防・防災

- (1) 防犯灯電気料、防犯灯設置及び維持管理等助成については、現行の制度を継続し、新市において調整します。
- (2) 地域防災計画については、新市においてすみやかに策定します。
- (3) 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市においてすみやかに整備します。



## ～その他各種事業について～



### 姉妹都市・国際交流事業

すべて現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整します。

なお、中学生の海外派遣事業等については、地域性や公平性を考慮して内容を検討します。

### 環境対策事業

- (1) 環境基本計画については、 渋川市及び赤城村の計画を踏まえ、新市において策定します。
- (2) 環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

### 建設関係事業

- (1) 市町村道等については、現行のとおり新市に引き継ぎます。
- (2) 道路占用料については、道路法等の規定に準拠し、合併時に統一します。
- (3) 公共物使用料及び生産物採取料については、合併時に統一します。
- (4) 道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例になります。
- (5) 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅及び再開発住宅については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

### 都市計画事業

- (1) 都市計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整します。
- (2) 現在施行中の都市計画事業については、新市において引き続き推進していきます。
- (3) 宅地開発指導については、合併時に新たな要綱を制定し統一します。

### 農林水産関係事業

- (1) 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において新たに策定します。
- (2) 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整し、市民農園事業については、現行のとおりとします。
- (3) 水田農業経営確立対策事業については、新市において調整します。
- (4) 農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給については、渋川市の例になります。
- (5) 農業基盤整備、園芸振興、畜産振興及び林業振興の各事業については、現行のとおり継続し、新市において調整します。

### 商工観光関係事業

- (1) 金融制度について、小口資金は現行のとおりとし、商業活性化資金は渋川市、赤城村及び北橘村の例になり、商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整します。
- (2) 商店街等振興対策については、新市において調整します。
- (3) 観光事業に係る「まつり」「イベント」については、現行のとおりとします。
- (4) 勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業は、渋川市の例になり、定住促進住宅建設利子補給事業(小野上村)は、当面の間現行のとおりとします。
- (5) 優良企業誘致促進事業については、新市において調整します。



## ～教育関係について～

### 学校教育

- (1) 小学校、中学校については、  
現行のとおりとします。
- (2) 奨学金貸付制度については、  
渋川市の例により、給付制度については、  
新市において調整します。
- (3) 通学バス運行及び遠距離通学児童・  
生徒通学費補助については、現行のとおりと  
します。
- (4) 学校給食に係る、調理施設及び配  
送先等については、当面の間現行のと  
おりとし、給食費については新市に  
おいて調整します。
- (5) 公立幼稚園の保育料については、  
渋川市の保育料を基本に5年を目途  
に調整します。  
また、送迎マイクロバスの運行につ  
いては、現行のとおりとし、その利  
用料は、北橋村の例になります。



### 社会教育

- (1) 生涯学習、芸術文化振興、公民館  
及び青少年教育の各種事業につい  
ては、現行を基本に新市において  
調整します。
- (2) 成人式については、新市におい  
て統一の実施に向けて調整しま  
す。
- (3) 文化財整備については、新市に  
おいて整備計画を策定し、順次  
実施します。
- (4) 体育祭及び市民スポーツ祭につ  
いては、新市において統一の実  
施に向けて調整します。



